

令和4年4月1日制定

漁業用機器設備導入支援事業助成要領

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）は、「漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱」（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）。以下「交付等要綱」という。）に基づき、令和4年度漁業経営体質強化機器設備導入支援事業のうち、漁業用機器設備導入支援事業（以下「漁業用機器設備導入支援事業」という。）を実施するため、以下のとおり漁業用機器設備導入支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

1. 事業の目的

東日本大震災からの福島復興・再生のため、福島県の漁業者グループ等による生産性向上、省力・省コスト化に優れた高収益・環境対応型漁業へ転換する取組を支援する。

2. 漁業者グループの要件等

助成対象となる漁業者グループの要件は以下のとおり。

- ① 漁業者グループについては、原則5名以上で構成されたグループであること。
- ② 同一地域に住所を有しない者がグループを構成する場合にあっては、同一の漁業種類を営み、同一漁場で操業していること等グループを構成するための合理的な事由があること。
- ③ 3の①の（1）の機器又は3の①の（2）の機器（ア～ウの機器を除く。）については、原則として既存のグループで申請するものとする。ただし、当該機器の導入を希望する者が5名に満たない場合は、新規に5名以上のグループを構成して申請することができる。
- ④ ③の場合、当該機器の処分制限期間が終了していない場合でも申請することができる。
- ⑤ 過去に3の①の（2）のア～ウの機器を導入したグループであって、当該機器の処分制限期間が経過している場合は、同種の機器の2度目の申請をすることができる。
- ⑥ ⑤の場合、3の①の（2）のア～ウの機器と3の①の（1）の機器又は3の①の（2）の機器（ア～ウの機器を除く。）を同時に申請することができる。
- ⑦ 過去に本事業を活用したことがないものは、新規にグループを構成し、3の①の（1）の機器又は3の（2）の機器（ア～ウの機器を除く。）と3の①の（2）のア～ウの機器を同時に申請することができる。

3. 支援の対象となる機器設備と助成対象経費

- ① 支援の対象となる漁業用機器設備

本事業において助成の対象となる漁業用機器設備は、基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）（以下「基準年の漁業所得」という。）の維持・向上に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとする。また、消耗品、オプション品は対象外とする。なお、過去に本事業により（2）のア～ウの漁業用機器設備を導入したグループについては、導入した機器設備の処分制限期間が終了するまでは、同種の機器設備は助成対象としない。

(1) 生産性向上に資する漁業用機器設備

生産性の向上により基準年の漁業所得の維持・向上を目指す漁業用機器設備。ただし、（2）のア～ウの機器設備を除く。

(2) 省力・省コスト化に資する漁業用機器設備

省力・省コスト化により基準年の漁業所得の維持・向上を目指す漁業用機器設備。なお、省コスト化に資する漁業用機器設備のうち、省エネを目的とした漁業用機器設備を導入する場合、次に掲げる種類の漁業用機器設備であって、省エネ機器設備基準を満たすものとして事業主体が公表した漁業用機器設備とする。

ア LED 集魚灯設備（集魚灯、直流交流変換機及び操作盤）

イ 漁船用エンジン（船内機）

ウ 漁船用エンジン（船外機）

その他以下の事項に留意すること。詳細は「省エネ機器設備基準」を参照。

○LED 集魚灯

相当程度の省エネ効果を得るため、以下の導入条件を満足すること。

・サンマ棒受網漁船

LED 集魚灯を全装もしくは換装後の集魚灯総出力（定格）を既存集魚灯総出力の50%以下とすること。

・イカ釣り漁船

換装後の集魚灯総出力（定格）を既存集魚灯総出力の70%以下とすること。

② 助成対象経費

助成対象経費は、上記①の機器設備を導入するために必要な以下の経費で、原則として必要と認められた経費の1/2以内（※（下取価額を控除し、消費税相当分を除く。））を助成する。

また、事業費から算出された助成金の額は、千円単位（千円未満切捨て）とする。

○ 漁業用機器設備の購入費用及び設置費用

○ 従前の設備の撤去費用

※ 資材費用及び機器設備以外の設置に要する工賃等は認めない。

③ 事業適用期間

本事業による漁業用機器設備導入は、助成金交付決定の日から令和5年1月31日までとする。

事業実施期間内(令和5年1月31日まで)に事業遂行が困難となった場合は、完了できない理由及び現在の進捗状況を記載した書面を漁業者グループから漁安協に

提出し、漁安協は農林水産大臣に報告してその指示を仰ぐ。延長が認められた場合、漁安協は最終期日ほかを漁業者グループに連絡する。

4. 漁業者グループからの応募（事業の申請）

① 本事業を実施しようとする漁業者グループは「漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付申請書」（交付等要綱別記様式第1号）、「漁業用機器設備導入計画」（交付等要綱別記様式第1号別添1）のほか、下記提出書類を取りまとめ団体（漁協・漁連・漁種別団体等）を経由して漁安協に提出する。

② 取りまとめ団体は、各漁業者グループが作成し、本事業の取組内容を記載した「漁業者グループの取組要旨」を取りまとめ、漁安協にデータで送信すること（メール等）。

○ 提出締切期日： 令和4年5月31日（火）

○ 提出先：〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-4-2

藤和神田錦町ビル6階

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

TEL：03-6895-0100

FAX：03-6895-0107

Eメール：kawabe-y@gyoankyo.or.jp

漁安協ホームページ：<http://www.gyoankyo.or.jp/>

○ 提出書類

a 漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付申請書（交付等要綱別記様式第1号）

「漁業用機器設備導入計画」（交付等要綱別記様式第1号別添1）

b 漁業者グループの取組要旨（各漁業者グループで作成後、取りまとめ団体にて県内一覧表を作成）

c 漁業用機器設備の基準適合証明書（LED集魚灯及び漁船用エンジン（船内機又は船外機の場合））

d 漁業者グループの規約

e 機器設備の経費に係る入札、相見積書（写し。明細が一式となっているものは認めない。明細には本体価格、下取価格、据付工事費及び消費税について内訳として明記すること。）

f 漁業用機器設備の管理運営規程

g 漁業用機器設備の財産管理台帳

h 共同所有（共同使用）契約書

i 漁業者グループ代表者の本人確認書類（個人にあつては、運転免許証、小型船舶操縦免許証、健康保険証等の写しのうちいずれか1点、法人にあつては代表者の印鑑登録証明書（発行から6ヶ月以内）の写し、商業登記電子証明書の内容表示画像の印刷のうちいずれか1点。以下同じ。）

(注)1 入札・相見積は、原則として3社以上からとること（3社以上からとれない場合は理由書を添付すること）。

2 入札・相見積をとる際、以下に掲げる者から調達する場合には、利益排除を行うこと。

ア 構成員自身

イ 構成員の100%同一資本（出資）に属する上記アのグループ企業

ウ 構成員の関係会社（上記イの企業等を除く。）

3 見積書の明細は、本体とオプション品（付属機器別）、その他（資材、工賃などの明細添付）の費用を区分すること。

※ 漁業者グループの各構成員が複数のメーカーの機器を購入することや複数の販売店より機器を購入することは構わない。ただし、同一機種は、見積価格の最も安い販売店等より購入するものとする。

○ 提出部数： 正1部

5. 事業の交付決定

① 漁安協は、応募のあった「漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付申請書」に記載された漁業用機器設備導入計画の内容を審査し、漁業者グループの各構成員の生産性向上、省力・省コスト化の取組の内容が妥当であることを確認する。

② 漁安協は、漁業者グループから提出された漁業用機器設備導入計画の内容が妥当であると認められた場合、「漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付決定通知書」（交付等要綱別記様式第2号）を交付する。

③ 申請額が予算額を上回る場合は、本事業によるグループ構成員の過去の導入状況を考慮して、順位付けを行う。

6. 事業結果の報告及び助成金の交付請求

① 漁業者グループは事業終了後、下記提出期日までに以下の必要な書類を添付し、「漁業用機器設備導入支援事業実績報告書」（交付等要綱別記様式第4号）及び「漁業用機器設備導入支援事業費助成金精算払請求書」（交付等要綱別記様式第5号）のほか、下記提出書類を取りまとめ団体を經由して漁安協に提出する。

② 漁業者グループからの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に漁安協と協議し、漁安協が適当と認めた場合に「漁業用機器設備導入支援事業費助成金概算払請求書」（交付等要綱別記様式第3号）をもって請求できる。

③ 取りまとめ団体は、漁業者グループが作成した実績報告書等を取りまとめて、「漁業者グループの事業実績要旨」を作成し、漁安協にデータで送信すること（メール等）。

○ 提出書類

ア 請求額確認のための証拠書類

請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、見積書、納品書、請求書・領収

書（すべて写し可）等を添付する。

イ 工事完了を証明する書面

導入する機械設備の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

- a 施工業者等が発行した工事等の完了証明
- b 設置位置図・仕様書・設計図等の機器設備の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び機械設備の型式を特定し得るよう複数枚で構成した証拠写真
※写真での証明ができないものについては助成しない。

ウ 機器設備に係る入札書や相見積書（写し）、交付決定通知書（写し）

○ 交付請求締切期日： 令和5年2月3日（金）

注：交付請求が請求期日までに間に合わないことが判明した時点で、速やかに状況を漁安協へ連絡すること。

7. 助成金の支出

漁安協は、助成要領6の①の「漁業用機器設備導入支援事業実績報告書」（交付等要綱別記様式第4号）等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、漁業者グループに対し、「漁業用機器設備導入支援事業の助成額の確定通知書」（交付等要綱別記様式第6号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した漁業者グループの口座に助成金の支出を行う。

8. 導入機器設備に係る管理

- ① 漁業者グループは、本事業により導入した機器設備については、「漁業用機器設備導入支援事業で取得した漁業用機器設備の管理運営について」に基づき、「漁業用機器設備の管理運営規程」及び「漁業用機器設備の財産管理台帳」を作成するとともに、善良なる管理者の注意をもって適正な管理運営を行わなければならない。
- ② 漁業者グループは、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間内に、本事業により導入した漁業用機器設備の処分（廃棄、目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与及び担保提供）を行うおとすときは、あらかじめ漁安協に協議し、その指示を仰ぐこととする。

9. 漁業所得の状況の確認

- ① 漁業者グループの構成員は、事業開始年度を含め5年間は、毎年度原則7月31日までに、漁業用機器設備導入計画に添付された各構成員の基準年の漁業所得の維持・向上状況について、「漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得の維持・向上状況報告書（構成員用）」（交付等要綱別記様式第7号）により、漁業者グループの代表者へ報告するものとする。
- ② 漁業者グループは、事業開始年度を含め5年間は、毎年度原則8月10日までに、
 - ①の基準年の漁業所得の維持・向上状況について、「漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得向上の維持・向上状況報告書（漁業者グループ用）」（交付等要綱別記様式第8号）により事業主体へ報告するものとする。

10. 文書の保管

漁業者グループの会計帳簿及び収支に関する証拠書類の保管期間は、補助事業完了の日の属する会計年度の終了後、5年または上記処分制限期間のうち、いずれか長い期間とする。帳簿及び証拠書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

11. 交付決定後の事業内容変更

本事業を実施した漁業者グループは、次の場合は、漁安協と協議し変更の承認を受けなければならない（疑義が生じたら、速やかに漁安協に相談すること）。

- ① 変更承認が必要な場合
 - a 漁業者グループの代表者及び構成員の変更
 - b 導入施設又はその設置（管理）場所の変更
 - c 漁安協が変更申請の必要があると認めた場合
- ② 変更承認に必要な提出書類
 - a 変更内容を確認できる資料（議事録）
 - b 漁業用機器設備導入支援事業変更実施申請書
 - c 漁業用機器設備導入計画（変更）
 - d 漁業用機器設備の管理運営規程
 - e 漁業用機器設備の財産管理台帳
 - f 共同所有（共同使用）契約書
 - g ①のaのうち漁業者グループの代表者の変更にあつては本人確認書類
 - h その他漁安協が必要と認める書類

12. 他事業への参加に伴う漁安協への報告

以下の①及び②に該当する場合には、漁業者グループは漁安協に対して速やかに連絡すること。漁安協への連絡の結果あるいは連絡をしないまま該当の事実が明らかとなった際には、①の場合は採択不可又は取消、②の場合は本事業による助成金の返還を求めることがある。

- ① 本事業に参加する時点で、漁業者グループ（及び構成員）が、本事業で助成を受け導入する漁業用機器設備を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかな場合
- ② 本事業に参加した漁業者グループ（及び構成員）が、本事業で助成を受け導入した漁業用機器設備を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかとなった場合

13. 個人情報の取扱い

事業実施者から提供される個人情報は、本事業の運営及びこれに付随する他の補助事業のために利用するものとする。また、この目的の範囲内で、国、漁安協、全国漁

業協同組合連合会、一般社団法人海洋水産システム協会、4. ①の取りまとめ団体（漁協・漁連・漁種別団体等）との間で共同利用、又は第三者に提供することがある。

14. その他

この助成要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、漁安協が定める。

以 上